

議案第9号	石川県就学指導委員会規則の一部改正等について
1 提案理由	学校教育法施行令の改正等に伴い、以下のとおり関係規定を整備する必要があるため
2 改正規則等	<p>【規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川県就学指導委員会規則の一部改正 ・石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部の施行期日を定める規則の制定 ・石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正 ・石川県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部改正 <p>【告示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐在地の指定（学校派遣事業） ・駐在地の指定（スポーツマスター）
3 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条
4 改正等の内容	<p>(1) 就学指導委員会の名称変更 学校教育法施行令の一部改正に伴い、就学指導委員会の名称を教育支援委員会へ変更</p> <p>(2) 施行期日の制定 石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則のうち、未施行であった第6条（勤務評定の開示）及び第10条（苦情への対応）の施行期日を制定</p> <p>(3) 組織改正に伴う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務副主任の設置 ・学校への指導派遣事業に係る駐在地指定 ・日本スポーツマスター開催に係る駐在地指定
改正案	2～17頁のとおり
5 施行年月日	平成26年4月1日

石川県就学指導委員会規則の一部を改正する規則（案）

石川県就学指導委員会規則（昭和四十九年石川県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県教育支援委員会規則

第一条中「石川県就学指導委員会」を「石川県教育支援委員会」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の石川県就学指導委員会規則（以下「旧規則」という。）の規定による石川県就学指導委員会の委員である者は、この規則の施行の日に、改正後の石川県教育支援委員会規則（以下「新規則」という。）の規定による石川県教育支援委員会の委員となるものとし、その任期は、新規則第四条第一項の規定にかかわらず、旧規則の規定による就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

石川県就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年 月 日
号

石川県教育委員会

石川県就学指導委員会規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>石川県教育支援委員会規則</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 障害のある就学予定児及び学齢児童生徒の適切な就学を図るため、石川県教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p>第二条 以下略</p>	<p>石川県就学指導委員会規則</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 障害のある就学予定児及び学齢児童生徒の適切な就学を図るため、石川県就学指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p>第二条 以下略</p>

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部の施行期日を定める規則(案)

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（平成二十四年石川県教育委員会規則第一号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十六年 月 日

石川県教育委員会規則第 号

石川県教育委員会

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（平成十八年石川県教育委員会規則第二号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十条の規定に基づく石川県立学校（大学を除く。）に勤務する教職員（教育職給料表の適用を受ける者に限る。以下「教職員」という。）の勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）について定めることを目的とする。

（勤務評定の方法）

第二条 勤務評定は、能力評価（教職員がその職務を遂行するに当たり發揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）及び業績評価（教職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）によつて行う。

（勤務評定実施の除外）

第三条 勤務評定は、次に掲げる教職員には実施しない。

- 一 非常勤職員（石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員
- 二 前号に掲げる職員のほか、教育長が定める者

（勤務評定の評価者）

第四条 勤務評定の評定を行う者（以下「評価者」という。）は、勤務評定を受ける者（以下「被評価者」という。）の職位等に応じ、次のとおりとする。

被評価者	一次評価者	二次評価者
校長	教育長の指定する者	
副校長、教頭及び部主事	校長	教育長の指定する者
校長、副校長、教頭及び部主事以外の教職員	副校長又は教頭	校長

(勤務評定の実施)

第五条 勤務評定は、毎年二回実施するものとする。

2 前項の規定による勤務評定の期間（次項において「評価期間」という。）は、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年二月二十一日までの各期間とする。

3 前二項の規定及び第二条の規定にかかわらず、条件附採用期間中の教職員については、当該教職員の条件附採用期間を評価期間として、能力評価のみを実施するものとする。

(勤務評定の開示)

第六条 勤務評定の結果（教育長が定めるものに限る。）は、被評価者に対し開示するものとする。ただし、開示を希望しない者（教育長が定める者を除く。）については、この限りでない。

(評価者による指導及び助言)

第七条 評価者は、勤務評定を行った後に、被評価者に対し勤務評定の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

(勤務評定実施の特例)

第八条 教育長は、長期にわたる休暇、休職、停職その他の事由により、公正な評定を行うことができないと認められる教職員については、第五条の規定による勤務評定を実施しないことができる。

(報告等)

第九条 評価者は、教育長の定めるところにより、勤務評定実施後速やかに、勤務評定の記録を石川県教育委員会（次項において「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、評定の内容を確認し、必要と認める場合には、評定の内容について調整を行うものとする。

3 前項の調整を行う者は、教育長が指定する。

(苦情への対応)

第十条 教育長は、勤務評定に対する教職員の苦情に対応するため、苦情処理の仕組みを設けるものとする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、勤務評定の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 2 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第十条の規定は、別に規則で定める日から施行する。
- この規則による改正前の石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき作成された業績評価書は、この規則による勤務評定の記録が作成されるまでの間、当該教職員の勤務成績を示すものとする。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則（案）

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表中「業務主任」を

「業務主任」

に改める。

「業務副主任」

第十四条第三項の表中「一業務主任一上司の命を受け、担任業務を処理する。」を

「業務主任 上司の命を受け、担任業務を処理する。」

に改める。

「業務副主任 上司の命を受け、担任業務を処理する。」

に改める。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月 日

石川県教育委員会規則第 号

石川県教育委員会

○石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年教育委員会規則第五号）新旧对照表

石川県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（案）

石川県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表業務主任の項の次に次のように加える。

業務副主任　上司の命を受け、担任業務を処理する。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則

石川県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月 日

石川県教育委員会規則第一号

石川県教育委員会

○石川県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和四十年教育委員会規則第六号）新旧対照表

改
正
案

現
行

2 第二条 略略

2 第二条 略略

以下略		職	職
	略		
業務主任	上司の命を受け、担任業務を処理する。		

以下略		職	職
	略		
業務主任	上司の命を受け、担任業務を処理する。		

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、学校指導課に所属する職員を学校への指導派遣事業に関する事務処理のため駐在させる地を平成26年4月1日次のとおり指定した。

平成26年4月 日

石川県教育委員会

金沢市高尾町

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により、スポーツ健康課に所属する職員を日本スポーツマスターズ開催に関する事務処理のため駐在させる地を平成26年4月1日次のとおり指定した。

平成26年4月 日

石川県教育委員会

金沢市稚日野町